

(別紙 2)

あきた芸術劇場指定管理業務事業計画書作成要領

次の項目について、あきた芸術劇場（以下「劇場」という。）の設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることを確認できる内容として作成すること。

なお、作成に当たっては、募集要項に定める各様式によることとするが、すべての項目について適切に記載がなされていれば、様式の枠、行数等は、必要に応じて適宜変更してもかまわないものとする。

○ 平等利用の確保について

劇場の運営管理における利用者の平等な利用の確保について、基本的な考え方とその取組について記載すること。

○ 設置目的の効果的達成

(1) 運営管理を行うに当たっての基本方針について

劇場の運営を行うに当たり、劇場の設置目的、理念を踏まえて、どのような経営方針の下に取り組むかを記載すること。

(2) 施設の利用への促進

- ・劇場への来館やホール、諸室、多目的スペース等の貸館利用を促進させるための取組について、具体的に記載すること。
- ・指定管理期間におけるホール、諸室及び多目的スペース等の目標利用者数を年度ごとに記載すること。（任意様式）

(3) 利用者に対するサービス向上に向けた取組

劇場の利用者の意見、要望等を把握するための方法及び収集したこれらの意見、要望等を業務に反映させる手段を具体的に記載すること。

(4) 各事業の実施体制について

① 企画事業（県市主催事業）の実施体制

企画事業（県市主催事業）を実施するに当たり、経験や専門性を有する人材の配置や関係団体との連携等、どのような体制で実施するのかを具体的に記載すること。

② 営業活動の実施体制

プロモーター・マスコミ等への公演等の誘致や関係団体等への営業活動を行うに当たり、経験や専門性を有する人材を配置する等、どのような体制で実施するのかを記載すること。

③ 広報・PR事業の実施体制

広報・PR事業を実施するに当たり、経験や専門性を有する人材の配置や関係機関との連携等、どのような体制で実施するのかを具体的に記載すること。

(5) 財源確保等による企画事業（県市主催事業）等の拡充

- ・国等の補助金・助成金、企業からの事業協賛金等の獲得に向けた方針・考え方について、具体的に記載すること。

- ・プロモーター等との共催の方針や考え方について、具体的に記載すること。

○ 効率的な管理

(1) 収支計画等について

- ・収支計画を様式 5-1、5-2 に記載すること。
- ・人員配置体制、企画事業（県市主催事業）計画、外部委託、利用者数の目標等を反映し、収支計画の考え方と主な項目の積算根拠を示すこと。

(2) 効率的な管理運営について

- ・質の高いサービスを維持しながら、効率的・効果的な運営を図るための取組方針について具体的に記載すること。
- ・経費縮減に向けた取組について具体的に記載すること。

○ 適正かつ確実な管理を行う能力

(1) 職員の人員配置体制等について

- ・人員配置体制を組織図で示し、各部門の配置人数、予定配置者の職能（経験年数、実績、資格等）を記載すること。従事者が未定の場合は、人員を確保する手法についても記載すること。
- ・業務を外部委託で対応を予定する場合、指定管理者の本社から支援を受ける場合には、その旨を記載し、その考え方を示すこと。外部委託予定先が判明している場合、支障のない範囲で提示すること。
- ・施設の管理上必要な知識・技能の取得や職員の資質の向上を図るために必要な研修等について、具体的に示すこと。

(2) 施設の維持管理について

あきた芸術劇場指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）「4 業務内容（3）施設及び設備の維持管理（⑪、⑬を除く。）」に基づき実施する内容・回数等について任意様式で示すこと。

(3) 危機管理について

① 安全管理

事故、事件の未然防止策等の安全管理に対する考え方と取組について示すこと。

② 災害等の緊急時対応

災害等の緊急時対応についての考え方、迅速かつ円滑な対応を実現するための取組及び有事の際のバックアップ体制について示すこと。

③ 個人情報保護

情報管理に関する考え方と個人情報の漏えい防止策について、具体的に示すこと。

(4) 苦情への対応について

利用者及び県民・市民からの苦情への対応方針について具体的に記載すること。

○ その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準

(1) 中心市街地の振興、周辺施設等との連携について

- ・ 中心市街地の振興に資する取組について、地域の商業者、関係団体との連携方針を具体的に記載すること。
 - ・ 県及び市の地域活性化の拠点としての役割を理解し、周辺施設及び地域住民との連携に向けた取組の方針及び考え方について記載すること。
- (2) 企画事業（県市主催事業）の実施について
- ① 企画事業（県市主催事業）の実施方針
実施方針や県民・市民が質の高い文化芸術に触れる機会の拡大や本県の文化創造に資する取組について具体的に示すこと。
 - ② 企画事業（県市主催事業）の実施計画及び内容
企画事業（県市主催事業）計画を様式4に記載すること。
なお、記載に当たっては、仕様書「4 業務内容（4）企画事業（県市主催事業）」に基づき実施する内容等について記載すること。
- (3) 広報・PR事業の実施について
- ・ 施設の利用促進及び劇場ファンの獲得に向けた広報方針及び計画を具体的に記載すること。
 - ・ ターゲットを見据えた手法、広報企画内容等について記載すること。
- (4) 公演等の誘致について
- 多様な利用や幅広い集客に向け、公演やコンベンション等の誘致方針や計画を具体的に示すこと。